

第4回定例会

区長提出議案

中野区組織条例の一部を改正する条例

目標と成果による管理に基づく行政運営の実現と、より価値の高い区民サービスの提供を目的として、事業部制の導入を柱に、組織の再編や事務分掌の変更を行います。

《付帯意見》総務委員会では、本議案を可決すべきものと決するにあたって、次のような付帯意見を付けました。

「当該条例は現行組織を改正することにより、中野区の体制を一変せようとするものである。よって、区民への説明責任を果たすとともに、区民に分かりやすい組織づくり、区民サービスの充実と向上に資するものとなるよう万全を期し、職員においては意識改革を徹底されたい。」

中野区における平和行政の基本に関する条例の一部を改正する条例

平和基金の基本額を2億円から1億円に減額します。

中野区用品調達基金条例を廃止する条例

用品集中購買制度を廃止することに伴い、基金を廃止します。

中野区公共料金支払基金条例を廃止する条例

公共料金口座振替制度を廃止することに伴い、基金を廃止します。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

可決した議案

正する条例

公職選挙法の改正により、期日前投票制度が創設されることに伴い、期日前投票所における投票管理者および投票立会人の報酬の額を定めます。

中野区印鑑条例の一部を改正する条例

印鑑登録原票の登録事項のうち「男女の別」を削除します。

中野区保育所条例の一部を改正する条例

指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者の指定の手續き、管理の基準、業務の範囲などを規定します。

中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別区人事委員会の勧告に基づき、職員の給与を0.79%引き下げます。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別区人事委員会の勧告に基づき、幼稚園教育職員の給与を0.79%引き下げます。

中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

退職手当の最高支給率の引下げおよび勤続期間ごとの支給割合の変更を行います。

中野区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

基準となる職員の給料の額が改定されることに伴い、議員の報酬などを改定します。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

基準となる職員の給料の額が改定されることに伴い、区長などの給料などを改定します。

例が廃止されることに伴い、建築物の建築制限や違反者への罰則などを規定します。

中野区自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

自転車等駐車整理区画を設定するにあたり、その利用対象者、利用手續き、手数料などを規定します。

中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別区人事委員会の勧告に基づき、職員の給与を0.79%引き下げます。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別区人事委員会の勧告に基づき、幼稚園教育職員の給与を0.79%引き下げます。

中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

退職手当の最高支給率の引下げおよび勤続期間ごとの支給割合の変更を行います。

中野区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

基準となる職員の給料の額が改定されることに伴い、議員の報酬などを改定します。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

基準となる職員の給料の額が改定されることに伴い、区長などの給料などを改定します。

中野区特別工業地区建築条例

東京都特別工業地区建築条例を改正する。

下げおよび勤続期間ごとの支給割合の変更を行います。

中野区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

基準となる職員の給料の額が改定されることに伴い、議員の報酬などを改定します。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

基準となる職員の給料の額が改定されることに伴い、区長などの給料などを改定します。

中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

基準となる職員の給料の額が改定されることに伴い、教育長の給料などを改定します。

意見書(2件・次項に掲載)

ア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会における名譽ある地位の保持及び恒久平和の実現に資することにあります。

戦争中の歴史的な事実を公正中立な立場から調査し、各国で共有化することは、国際社会において必要不可欠な課題であり、国会が率先して歴史認識の基礎となる歴史事実を検証することは、大きな意義を持つものと考えます。

よって、中野区議会は、国会に対し、国立国会図書館に恒久平和調査局を設置することを求めます。

とを求めます。(衆議院議長、参議院議長あて)

容器包装リサイクル法の改正を求める意見書

廃棄物をめぐる社会問題が深刻化していく中で、国は平成12年(2000年)4月に容器包装廃棄物のリサイクルシステムの確立を目的とした「容器包装リサイクル法」を完全施行しました。「容器包装リサイクル法」では自治体が行い、事業者が再商品化することになっています。

回収、運搬、選別、保管は、税金で行われるため、厳しい自治体財政をさらに逼迫させています。一方、事業者による再商品化の費用は、再生利用全体の費用の中で軽い負担になっているため、再生利用ができるワンウェイ容器が大量生産、大量使用され続けており、発生抑制に結びついていません。

平成12年(2000年)6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、発生抑制、再使用、再生利用の優先順位および製品廃棄後も再生利用について事業者が一定の責任を負う拡大生産者責任が規定されました。「容器包装リサイクル法」においても、拡大生産者責任をより強化し、再生利用のみでなく発生抑制がされるように改正することが必要です。

よって中野区議会は、発生抑制、再使用、再生利用を推進し、真の循環型社会の形成を目指すため、以下の内容を

含む「容器包装リサイクル法」の改正を求めます。

1 回収、運搬、選別、保管にかかる費用について、製造・販売事業者が負担を課すこと

2 発生抑制、再使用、再生利用の優先順位で推進する、さまざまな手法を盛り込むこと。

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣あて)

意見の分かれた案件(第4回定例会)

【○:賛成 ×:反対 -:退席】

Table with columns for item name, party (公明, 自民, 共産, T自民, 民主, 無所属, 市民), and result (可決, 不採択). Rows include '区長提出議案' and '陳情' items.

*議員数は議長を除く。

会派の略称 (公明:公明党議員団、自・民:自由民主党・民社クラブ、共産:日本共産党議員団、T自民:TOKYO自民党中野区議団、民主:民主クラブ、無所属:無所属の会、市民:市民自治)

中野区議会は、虚礼等の廃止を決議しています

贈らない 求めない 受け取らない

虚礼等廃止の主な事項

- 時侯の挨拶状の送付
●中元、歳暮等の贈答
●慶事、弔事についての廃止事項
①祝儀、香典、供花の贈与 ②祝電、弔電等の発送
●病気等の見舞いにおける金品等の贈与
●新聞、雑誌、名簿、掲示板等への広告
●各種行事、各種団体に対する寄付・カンパ、祝儀、祝電、金品等の贈与等

*本人または配偶者が出席する場合は、会費相当額を限度とする。